# 天海訴訟を支援する会

ニュース 2022/1/26 No. 35

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ109 障千連内

 $\text{TEL} \cdot \text{FAX}$ 043 - 308 - 6621

http://amagai65.iinaa.net/

会費・カンパ 等 振込先 〒振替 00260-0-87731 「天海訴訟を支援する会」

通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

# 65歳の誕生日を悲しませるな

### 天海訴訟逆転勝利に向けた 学習決起集会

厳しいコロナ禍の中、2022年1月19 日に学習決起集会が、参議院議員会館会議 室で行われました。 会場参加と Zoom によ るライブ視聴者300名の参加者で行われ たことは大変意義のあることでした。

支援する会八田英之代表は「障害者福祉 分野のみならず、あらゆる分野の方々にも 理解いただき国民的課題にしていく必要が ある。今日の集会をその第一歩にしていき たい」とあいさつしました。

来賓あいさつで、れいわ新撰組の舩後靖 彦、日本共産党の倉林明子、社会民主党の 福島みずほの各参議院議員にご挨拶をいた だきました。舩後議員は最後まで参加され ました。また、れいわ新撰組副代表の木村 英子議員からは、メッセージをいただきま した。日本共産党の倉林議員、宮本徹議員、

#### 目 次

P1~2……学習決起集会報告

P3…… 訴訟の現状報告 向後弁護士

講演1 藤井講師

P4…… 講演 2 坂本弁護士

P6…… 講演 3 山﨑講師

P7…… 裁判案内 行動提起

P8…… 第2回口頭弁論案内チラシ

田村智子議員の各秘書の方も参加されまし た。

天海訴訟弁護団、向後剛弁護士からの天 海訴訟の現状報告に続き、藤井克徳さん、 坂本千花弁護士、山﨑光弘さんの講演があ りました。3人の講演を通して、明らかに なったことは、次の3点です。

第1に、 顕在化した新たな年齢差別「6 5歳の誕生日を悲しませるな」の問題です。 これまで、「6歳の春を泣かせるな」、「18 歳の春を泣かせるな」と障害者運動を展開 し、そして今、「65歳の誕生日を悲しませ

## 第2回口頭弁論 2/15(火)

東京高等裁判所

午後 1時 裁判所前で集会

2時30分開廷 101号法廷(1階)

3時30分報告集会:参議院会館

1階101号室

コロナ感染拡大のため、オンラインライブ配信 を基本とします。手話通訳付き。

ライブ視聴申し込みアドレスなど詳細は7~8 ページをご覧ください



るな」という年齢差別にぶち当たっている ということです。障害者が、年齢によって 差別され、それを乗り越えた運動がありま した。

第2に、「個人」の尊厳の問題が取り上げられました。日本国憲法13条の「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

障害者権利条約における「他の者との平 等」についても、障害者の固有の尊厳の尊 重を促進する。」となっています。

自立支援法違憲訴訟の「基本合意文書」では、「応益負担の導入を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及び家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。」とし、「新法制定の論点に、介護

保険優先原則を廃止し、障害者の特性

を配慮した選択制等の導入をはかること。」を確認されています。

坂本弁護士の講演でも、申請者が個人 としての尊厳にふさわしい日常生活また は社会生活を営むことができるかという 観点、「ニーズの多い人」という観点、真 の平等とは何かについて、説明されまし た。

山﨑さんの講演でも「自助、共助、公助」 に法的根拠はない。障害者権利条約を無視 する自治体の在り方是正することが必要で あるということが強調されました。

第3に、私たちがこれからしなければならないことについて、藤井克徳さんから、「知る わかる 伝える 動く」という提起がありました。私たちは、学習と署名活動、宣伝活動、そして、障害者運動を展開し全国的な共通の課題とする。裁判に勝利し、国会での立法につなげていくことが重要であることが強調されました。国会議員の皆さんとともに、報道機関の皆さんとともに、この学習決起集会が行われた意義は大きいと思います。(纐纈 建史)

学習会資料は支援する 会 HP からダウンロード できます。







# 権利条約は夜空に輝く北極星

### 訴訟の現状

天海訴訟弁護団長の向後剛弁護士から天 海訴訟の現状について報告していただきま した。

- 1 前回期日(R3.10.13)
  - 双方が準備書面陳述

裁判所が、千葉市に対し、「境界層措置」 について質問

- → 未だ回答なし
- 2 次回期日(R4.2.15)に向けての準備 (1)12 月 28 日付けで行なったこと
- ・藤岡先生の意見書(甲36)を提出
- ・藤岡先生についての証人申請 → 法廷で 採否決定される見込み。
- 第2回期日における当事者意見陳述(坂本先生:30分程度)の申入れ
  - → 1月末に裁判所に可否を確認する。
  - (2) 今後の準備

ア 河野先生の意見書 すでに完成稿をいただき次回までに提出予定

イ 準備書面と追加書証(坂本先生が作成中) ウ 加藤ケアマネの陳述書(すでに完成)と 証人申請

エ 千葉市から質問回答が出たら、それに反 論する

### 藤井講演

講演は先ず、日本障害者協議会代表で、 きょうされん専務理事の藤井 克徳さんか ら始まりました。

「天海訴訟の今日的課題― 本質問題は何か、障害者権利条約と基本合意文書を高々と 一」と題した講演の骨子は次の通りです。

- Ⅰ 2022 年の障害分野と天海訴訟
- 1. 全体的な特徴
- 2. 障害者に係わる裁判が目白押し
- 1) 主要な訴訟【資料1参照】

- 2) 訴訟運動全体と天海訴訟
- Ⅱ 障害のある人の「年齢差別」の今昔
- 1. 克服の歴史
- 1) 「6歳の春を泣かせるな」(教育権保障 運動の合言葉)
- 2) 「18 歳の春に希望を」(共同作業所づくり運動のスローガンの一つ)
- 2. 顕在化の新たな「年齢差別」
- 1) 「65 歳の誕生日を悲しませるな」
- 2) 「年齢差別」の完全撤廃に向けて
- Ⅲ 障害者政策に一貫して流れているもの
- 1. 根深い優生政策(優生思想)
- 1) 優生保護法の二つの大罪
- 2) 優生保護法は終わったが優生保護法問題は終わっていない
- 2. 新自由主義政策がもたらすもの
- 1) 生産性がすべて
- 2) 自己責任論
- 3. 「一貫して流れているもの」と天海訴訟
- 1) 脆弱な「個の尊厳」
- 2)「官製の障害者いじめ」(行政も司法も)
- 3) 問われる政策審議体制
- Ⅳ 逆流をゆるさない指南役
- 1. 三つの規範
- 1) 日本国憲法
- 2) 障害者権利条約
- 3) 基本合意文書【資料2参照】
- 2. 障害者権利条約と天海訴訟
- 3. 基本合意文書と天海訴訟
- V 私たちにできること
- 1. 知る

2. 解る

3. 伝える

4. 動く

講演の中で藤井さんが「障害者権利条約は暗い夜空に輝く、正しい方向を示す北極星」と語ったことがとても印象深く感じました。

# 千葉地裁判決の違法性明白

天海訴訟弁護団の坂本千花弁護士は「東京高裁で勝つために〜千葉地裁の問題点〜」と題して講演しました。以下講演の要旨抜粋です。

#### 天海さんの主張 「生きる権利を奪わないで!」

①介護保険の利用を強制されることで自己 負担が生じることは不合理である。

15,000円の自己負担を強いられることは死活問題である。

②介護保険の訪問介護は、総合支援法の居 宅介護と全く同じサービスではないため、 従来のサービスが受けられない可能性があ る。

③居宅介護を打ち切られたら、生活が立ち 行かなくなる。

#### 千葉地裁判決の問題点

①障害者総合支援法7条の解釈指針について,強引に他の要件を追加して適法要件を 創設した。

②総合支援法と介護保険法の違いについて 考慮していない

③自立支援法違憲訴訟と国との基本合意の 経緯も無視

④65 歳で非課税世帯の障害者が自己負担



を強いられる不合理について一切検討して いない

⑤自立支援給付の全面打ち切りという処分 について,介護保険の申請に協力しない天 海さんの責任にしている

#### 改めて東京高裁で主張すること

本件介護給付費支給申請の却下処分の違法性

- ・障害者総合支援法における要考慮事項を 尽くしていない
- ・被控訴人(千葉市)の窓口における対応に不備があった
- ・本件全部却下処分は、比例原則に違反する

#### 行政行為の比例原則とは

①必要性の原則

⇒目的達成のために必要な場合でなければならない

②過剰規制の禁止

⇒必要性が認められても目的と手段が相 応してなければならない

という考え方

#### 比例原則違反

支給決定は、障害者総合支援法規則 12 条に定められた勘案事項を調査の上、行政 の裁量に委ねられいる。



正確な数値が算定できない以上はゼロにしなければならないというものではない。

比例原則違反

支給決定は、「1か月」を単位として支給量を定めることされているため、支給決定の期間を短くして最短1か月の支給決定を行い、引き続き介護保険の申請勧奨をするという方法もある。

介護保険の要介護認定を受けない限り、不

足分について正確な算定は困難であるにせよ、おおよその時間数は概算できるはず。 ⇒行政の裁量で最低限の支給量を決定する という余地もあった。

⇒全部却下は非道 ⇒比例原則違反

#### 原判決(千葉地裁)の違法性

「要介護認定の申請をしないことに正当な 理由がない限り,介護保険法の規定による 要介護認定の申請をすることは本件申請の 適法要件となる」として明文にない協力義 務を拡大



「市町村は,当該介護給付費の支給申請を 不適法なものとして却下することができる」 と明文に定めのない申請却下の権限を拡大 して,本件処分を適法であると判断してい る。

明文にない協力義務を解釈によって拡大した上,その協力義務に違反したとして申請却下の権限を拡大することは,「基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を総合的に行い,人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」障害者総合支援法1条の目的に背馳する。

#### 真の平等とは ~障害者権利条約5条~

障害者権利条約5条 「平等及び無差別」

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を 撤廃することを目的として、合理的配慮が 提供されることを確保するための全ての適 当な措置をとる。

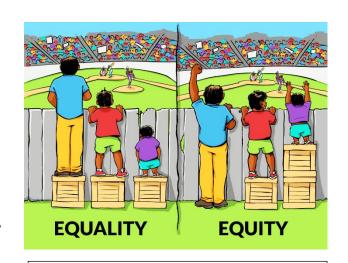
4 障害者の事実上の平等を促進し、又は 達成するために必要な特別の措置は、この 条約に規定する差別と解してはならない。

「平等・公平」とは、「全ての者が恨みっこなしに負担を負うべき」という意味ではない。

社会的弱者は、弱者であるが故に支援を受ける必要があるのであって、弱者は弱者として支えられることで、ようやく強者とイーブンになるのである。弱者にのみ支援を提供することは、強者との比較で不平等になるのではない。

千葉市は「65歳以上の他の被保険者であって,障害者と同等の介護・支援サービスを受ける者が,1割の自己負担を負担しているにもかかわらず,障害者が介護保険の適用を拒否して障害者総合支援法による障害者福祉サービスを受け続け,低額な自己負担のみを負担することを許容するとすれば,両者の間に不公平が生じる」と主張するが、この主張は障害者権利条約第5条の趣旨に反する論理である。

以上のようにお話ししていただきました。



EQUALITY(左)とEQUITY(右)は同じではない。 真の平等は障壁の状況に応じた支援が必要で あることを表した画像。画像は講師提供、コメン トはニュース編集者。

# 「社会保険が基本」は本当か?

日本障害者センター理事の山﨑光弘さんは、「浅田訴訟と天海訴訟の判決の違いに 見る政策意図」と題して講演しました。

千葉地裁の判決の中に「要介護認定に申請していないという理由で、この規定の対象除外とすれば、制度の選択を許すことになる。これは、社会保険優先の日本の社会保障の基本的考えに反する。」とあるが、この考え方は本当か、と疑問を呈しました。

「自助・共助・公助」(社会保険方式)に係る歴史を振り返り、1950年10月の社会保障審議会は、社会保障の中心は社会保険制度としつつも「保険制度のみをもってしては救済し得ない困窮者は少くない。したがって救貧制度・社会福祉制度・公衆衛生に係る制度は別途必要。憲法25条は国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意味である」と述べていることを指摘しました。

2006年5月「今後の社会保障の在り方に関する懇談会」は、全ての国民が社会的、 経済的、精神的な自立を図る観点から、

- ① 自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、
- ② これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、
- ③ その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準・家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置付ける。

という考え方を発表しました。

しかしこの「自助・共助・公助」論には法 的根拠はないと解説しました。公務災害関 連法、労災法、健康保険制度、生活保護制度 などを比較例示して、他法との給付調整は 障害者総合支援法以外にもあるが、必ずし も社会保険方式の制度が優先されているわ けではないと力説しました。

山﨑さんは最後に、

- ・意向に従わない人たちへの福祉を切り捨て、障害者権利条約を無視する自治体のあり方を正すこと
- ・経済成長に資さず、利用料等を払うことが困難な人たちへの社会保障・社会福祉を切り捨てて行こうとする国の施策(公的責任の後退)へのアンチテーゼ
- そのために進められている重度者への重 点化を名目とした中軽度者切りを許さない
- ・要介護者・障害者の暮らしを支えるには 脆弱すぎる介護保険制度への問題提起 として天海訴訟が重要な位置づけを持って いると解説しました。

いま私たちができることとして、

・より多くの人たちに声をかけ、天海訴訟 の内容と問題点を学ぶこと

天海訴訟を社会的な問題にしていくこと

・岡山市や千葉市のような対応をしないように各自治体に求めて行くこと、だと強調しました。



## 各地で学習会に取り組みましょう!

### 第2回口頭弁論案内

- 1 第2回口頭弁論
- ・期日 2022年2月15日(火) 14:30から
- 場所 東京高等裁判所 101号法廷
- ★東京高等裁判所前の訴えを13時から行います。(宣伝カー使用)
- ★傍聴席は、40席ありますが、今日の新型コロナ感染の状況を踏まえ、無理のないように対応いたします。

#### 2.報告集会

- 日時 2022年2月15日(火) 15:30~17:00
- 場所 参議院議員会館 101号室14:30開場
- ★集会参加について、集会会場とオンラインのハイブリット方式で行いますが、新型コロナ感染の状況を踏まえ、参加については、オンライン参加を基本とします。

#### ≪報告集会プログラム≫

- 1. 開会挨拶
- 2. 弁護団から第2回口頭弁論の報告
- 3. 弁護団紹介
- 4. 指定発言 弁護団の弁護士の皆さんからコメントを頂きます。
- 5. 天海原告(決意表明)
- 6. 閉会挨拶 終了 17:00



### 今後の行動提起

2021 年 5 月 18 日千葉地裁「天海訴訟」判決は、浅田訴訟と類似の事案であるにも関わらず、65 歳以上の障害者の障害者総合支援法のヘルパー制度の受給資格として、介護保険の申請と利用を条件とするという明らかに法令解釈を誤るものであり、障害者福祉分野に問答無用で保険の利用を強制させるという過ちを犯しています。

天海訴訟が社会的な注目を集める取り組みを、全国にひろげていく。

- ★「東京高裁での憲法と法律に基づく公正 な判決を」求める署名のとりくみ
- ・目標10000筆を、裁判の結審前まで に達成する。
- そのために、関係諸団体に具体的に働きかけ、署名への協力を広げていく。
- ★天海訴訟の意義を考える学習会を拡げていく。
- ・関係諸団体に働きかけ、学習資料を提供しながら、学習の場を組織し、学習の輪をもっと拡げていく。(YouTube等で学習資料を限定公開。)
- 各自治体の職員の対応がまちまちである。各自治体への学習宣伝を組織していく。
- ★情報宣伝活動を強めていく。
- ・天海訴訟ホームページを充実させ、資料 提供をしていく。
- ・障害者総合支援法の見直し時期をふまえ、 「65歳の壁」問題を様々な形で掘り起こ し、マスコミに対する働きかけをする。
- ★多くの団体の協力で、運動は広がりつつあるが、地域別、分野別の広がりを一層広げる手立てを考える。署名活動、学習活動等を連動させて取り組む。

## 千葉地裁の不当判決をはねのけ

## 逆転勝訴に向けて!



## 2/15(火)東京高裁 第2回口頭弁論

天海正克さん(千葉市在住)は自宅内でのヘルパー介護や外出時の介助など障害者福祉制度を活用して、毎日元気に 生活し、また社会へ参加していました。ところが65歳になり千葉市は介護保険の申請をするように迫りました。天 海さんは「私は子供のころからの障害者。65歳になったからといって何も変わっていない。社会参加を前提とした 障害者福祉を引き続き使いたい。無料だった利用料が介護保険になると毎月最低でも1万5千円かかり年金生活が苦 しくなる」と拒否したところ、市はすべての支援を打ち切りました。天海さんは市のやり方は憲法や障害者権利条約、 障害者基本法などに違反するとして千葉市を訴えました。

第一審千葉地裁は「社会保険である介護保険を申請するのが国民の義務」として天海さんの訴えを退けました。天海 さんは「自助・共助・公助」は憲法、法律に定められた原理ではなく、不当判決だとして東京高裁に控訴しています。 皆様のご支援をお願いいたします。

#### 午後1時 裁判所前で集会

ライブ中継申し込み Q R コード

宣伝カーを配置して、裁判前の訴えを行います。

2 時 30 分開廷 101 号法廷(1 階)

傍聴席は40席ありますが、制限数を超えた場合は抽選になります。コロナ感染には十分ご注意

3 時 30 分 報告集会:参議院会館 1 階 1 O 1 号室 コロナ感染拡大のため、オンラインライブ配信を基本とします。 集会の様子をライブ中継します。手話通訳付き。

ライブ視聴申し込みアドレス http://pr3.work/0/amagaisosyou

傍聴された方は、一駅ですが地下鉄で移動します。会館入り口で支援する会担当者から入館証を 受け取ってください。

弁護団からの報告、コメント、弁護士紹介、天海原告の決意表明になどがあります。



#### 天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222

幕張グリーンハイツ 109 障千連内

TEL-FAX: 043-308-6621 http://amagai65.iinaa.net/

東京事務所:〒160-0072 東京都新宿区大久保

1-1-2 富士ービル 4F

TEL: 03-3207-5621 FAX: 03-3207-5628

#### 参議院議員会館

地下鉄丸ノ内線「国会議事堂前」下車 1番出口または

2番出口(エレベータ有)から徒歩5分 または地下通路で議員会館へ